

茨城大学

目 次

I	認証評価結果	2-(4)-3
II	基準ごとの評価	2-(4)-4
	基準1 大学の目的	2-(4)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(4)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(4)-10
	基準4 学生の受入	2-(4)-15
	基準5 教育内容及び方法	2-(4)-18
	基準6 教育の成果	2-(4)-26
	基準7 学生支援等	2-(4)-28
	基準8 施設・設備	2-(4)-32
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(4)-35
	基準10 財務	2-(4)-38
	基準11 管理運営	2-(4)-40
<参 考>		2-(4)-45
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(4)-47
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(4)-48
iii	自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(4)-50
iv	自己評価書等	2-(4)-56
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(4)-57

I 認証評価結果

茨城大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- サステナビリティ学研究機構に参加し、地球環境変動に関する教育と研究を行っている。
- 平成19年度に「確かな学力の向上を目指す理系基礎教育」が文部科学省の特色GPに採択され、理系学生に数学や物理等の基礎分野の原理や考え方を身に付けさせ、自在に使いこなす基礎的能力を習得させているが、さらに教育・工・農学部1年次生を対象として、初心者向け理系基礎実験科目（「化学」と「物理学」）を新設し、平成20年度より実施している。これらのプログラムは教養教育として継続して行うこととしている。
- 平成17年度に「自然共生型地域づくりの教育プログラム構築」が文部科学省の現代GPに採択され、フィールド実習などの実践的な授業科目の開発を行い、地域環境に対する問題意識や「地域－学生パートナーシップ」の意識形成を図っており、終了後、当該プログラムはフィールドサイエンス教育プログラムの中に位置付けられるとともに、次のプログラムの芽となっている。
- 平成19年度に「地域サステナビリティの実践農学教育」、平成20年度に「地域教育資源開発による高度教育専門職養成」が文部科学省の大学院GPに採択され、農業と環境に関する問題解決に貢献する人材を育成する授業群の展開、学校現場での実践力を高める授業を行っている。
- 理工学研究科博士前期課程（工学系）学生の学会等での発表率が高い。
- IT基盤センターの設置により、学生用ICT環境が良く整備され、バーチャルキャンパスシステムが多く設置されている。
- 平成21年度に「初年次からの食のリスク管理教育プログラム」が文部科学省の「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」に採択されている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 教育学研究科教科教育専攻10専修のうち6専修においては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の教科に係る「専攻」を「専修」に準用すると、平成21年5月1日現在における教員配置状況が「教科に係る専攻において必要とされる教員数」を下回っている。
- 大学院課程の1つの研究科においては、入学定員超過率が高い。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

時代に対応した大学構築のために、「大学の理念、目的、目指す大学像」を平成13年度から定め、学則において目的を記述し、「広く知識を授け、深く専門の学芸を教授し、有為な人材を育成するとともに、併せて地域社会の文化の向上及び産業の発展に寄与することを目的とする。」としている。平成16年度からの中長期目標においては「大学の基本的な目標」を定めている。また、平成21年度には、改めて大学の理念と目的を大学憲章として定めている。そして中長期目標では、目標実現のために「新しい社会に適合した教育・研究体制の構築」の決意を示している。

各学部においては、以上の目的を踏まえた上で、各分野の特性に応じて教育の目的を定めている。さらに大学としての研究推進方針として研究の目標を明らかにしている。

これらのことから、大学の目的が明確に定められ、その目的が学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院学則で目的が「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめてひろく文化の進展に寄与することを目的とする。」と定められている。「大学の理念、目的、目指す大学像」においては、より具体的に大学院教育の目的が述べられている。また、各研究科の教育目的と目指すべき目標が研究科規則等に定められている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

「大学の理念、目的、目指す大学像」をウェブサイトの「大学の概要」のトップページに明記するとともに、冊子体の『茨城大学概要』にも明記し、広く公表している。また、新入生や新任教職員には説明会や研修会で直接周知を図っている。さらに、教養教育についても大学教育センターのウェブサイトに「教養教育の概要」としてその教育目標を明記している。各学部及び研究科のウェブサイトにおいてはそれぞれの目的と理念が明記されている。中長期目標・計画の内容もウェブサイトで公表している。

これらのことから、大学の目的が社会に広く公表されており、大学の構成員にも周知されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 法人化に先立つ平成13年度の時点から、「大学の理念、目的、目指す大学像」を明らかにしている。またその後も諸方針等を設定して取り組んでいる。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

5学部を設置しており、構成は以下のとおりである。

- ・ 人文学部（2学科：人文コミュニケーション学科、社会科学科）
- ・ 教育学部（4課程：学校教育教員養成課程、養護教諭養成課程、情報文化課程、人間環境教育課程）
- ・ 理学部（1学科：理学科（数学・情報数理コース、物理学コース、化学コース、生物科学コース、地球環境科学コース、学際理学コース））
- ・ 工学部（8学科：機械工学科、生体分子機能工学科、マテリアル工学科、電気電子工学科、メディア通信工学科、情報工学科、都市システム工学科、知能システム工学科）
- ・ 農学部（3学科：生物生産科学科、資源生物科学科、地球環境科学科）

教育目的実現のために学部学野制をとっている点が特徴で、学生は学部学科（又は課程）に所属し、教育は学部組織で行われている。各学部は当該学野から選出された専任教員と兼任教員から構成され、それらの教員が教育責任を持ち、カリキュラムを運営している。

これらのことから、各学部の教育目的と学科・課程の構成は、それぞれの教育目的に沿って適切に設置されていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教養教育の企画・実施に責任を持つ組織として、専任教員（平成 21 年 6 月現在 7 人）を擁する大学教育センターを設置して教養教育実施体制を確保している。同センターは企画実施部と教育点検支援部からなり、企画実施部には各分野の専門部会が組織されており、専任教員（平成 21 年 6 月現在 5 人）が配置され、教養教育カリキュラムの企画・運営を行っている。毎年度「基本方針」「基本計画」「実施計画」を経て、授業実施に至る一連の手順が確立されている。教育点検支援部には専任教員（平成 21 年 6 月現在 2 人）が配置され、シラバスの作成と点検、学生授業アンケートの実施、授業の点検評価及び教材支援を行っている。

授業実施に当たっては全学出動体制をとっており、各教員の登録を基に授業担当者の確保を大学教育センターが行っている。また、その事務組織も整備されている。

以上により、教養教育実施の体制が整備され、また企画・実施の年間の手順が確立されており、全学出動体制の下で教養教育が運営されている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

4 研究科を設置しており、構成は以下のとおりである。

- ・ 人文科学研究科（修士課程2専攻：文化科学専攻、地域政策専攻）
- ・ 教育学研究科（修士課程5専攻：学校教育専攻、障害児教育専攻、教科教育専攻、養護教育専攻、学校臨床心理専攻）
- ・ 理工学研究科（博士前期課程9専攻：理学専攻、機械工学専攻、物質工学専攻、電気電子工学専攻、メディア通信工学専攻、情報工学専攻、都市システム工学専攻、知能システム工学専攻、応用粒子線科学専攻、博士後期課程6専攻：物質科学専攻、生産科学専攻、情報・システム科学専攻、宇宙地球システム科学専攻、環境機能科学専攻、応用粒子線科学専攻）
- ・ 農学研究科（修士課程3専攻：生物生産科学専攻、資源生物科学専攻、地域環境科学専攻）

人文科学、教育学、農学研究科は修士課程のみであるが、理工学研究科は博士前期課程と博士後期課程を擁している。農学研究科は連合農学研究科博士課程にも参加している。

特徴ある学部学野制をとっており、教員はいずれかの学野に所属している。大学院担当の教員は学部専任教員である者が大部分であり、修士課程と博士前期課程の専攻は学部の学科（課程）とほぼ同一である。教育学研究科学校臨床心理専攻と理工学研究科応用粒子線科学専攻のみが独立専攻となっており、応用粒子線科学専攻には学部専任教員ではない教員がいるが、学野には所属している。理工学研究科博士後期課程の教員は理工学研究科（理学野・工学野）と教育学研究科（教育学野）の教員で構成されている。

また、大学院共通科目を実施するために大学院教育部を設置している。

これらのことから、研究科及び専攻の構成は、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

知的障害児の教育を中心とした高度な特別支援教育を担当し得る教員を養成するため、教員免許取得者を対象に特別支援教育特別専攻科が設置されている。この学士課程教育として、学校教育教員養成課程の特別支援教育コースが設置されている。

これらのことから、専攻科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

図書館及び、教育系のセンターが4施設（大学教育センター、入学センター、留学生センター、学生就職支援センター）、研究系のセンターが10施設、管理系のセンターが2施設（IT基盤センター、保健管理センター）設置されている。教育系センターは学生の教育に直接関わる施設であり、学生の入口から出口までそれぞれの目的に応じて対応している。研究系センターは教員の様々な分野での研究推進や、大学院生の研究指導の目的で利用されている。管理系センターは情報インフラと健康管理の目的で運用されており、教育研究の環境を整えるのに不可欠なものである。

教育系センターは限られたスタッフによって支えられているが、教育にとって必要不可欠な部分をサポートする組織として活動している。また、研究系センターは大学の特徴を発揮するための重要な機能を有している。

また、附属学校では、「教育実地研究入門」「初等・中等教育実地研究Ⅰ・Ⅱ」などの教育実習生を受け入れ、実地教育を行っている。フィールドサイエンス教育研究センターでは、「農場一般実習」「農場専門実習」のほか、センター専任教員が担当する科目、学部学生の卒業論文、大学院の修士課程、連合大学院の博士課程の学生の研究指導などの教育活動を実施している。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育活動に係る事項について、教育研究評議会、全学教務委員会、学野教授会、学部教育会議、大学院委員会がそれぞれの役割と権限に基づいて審議し活動している。教育研究評議会は、教育の基本に関わる事項や教育組織に関わる事項、学則等に関わる事項について審議している。

学部学野においては、学野教授会は学生及び教務に係る事項は学部教育会議に審議を委任し、教育に係る予算や人事、教育組織などの重要事項を審議している。学部教育会議は当該学部の教育を担当する教員で構成され、教授会から委任された教育と学生に関する事項について審議している。教員人事について学部教育会議は、教育の観点から教授会に対し意見を上げることとしている。

大学院教育については、大学院委員会が全研究科に共通の大学院規則や共通科目の実施、大学院組織の改変などについて審議している。各研究科には研究科委員会が置かれ、当該研究科の教育と学生に関する事項について審議している。

いずれの審議機関もそれぞれの組織の特性を踏まえて運営されており、適切な開催頻度で重要事項から具体的事項まで段階的な審議が行われている。大学教育センター教員の人事は、センター長のほか、副学長（教育担当）、全学部長が構成員の大学教育センター人事管理委員会で行っている。

これらのことから、教授会等は、教育活動に係る重要事項及び具体的事項を審議し、それに基づいた必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数
の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

全学教務委員会は、全学的な観点から教育に関する全学共通の具体的事項（学年暦、履修要件、単位付与条件、統一シラバス、成績処理、教養教育、非常勤講師など）を審議している。

教養教育については、大学教育センター基礎教育運営委員会が全学教務委員会の下に組織され、活動している。毎年度の教養教育基本方針・基本計画・実施計画を策定し、履修要項作成、時間割作成、シラバスチェック、講義室準備、担当教員選定、履修登録、成績処理、成績通知、授業評価、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実行している。

学部では、教授会の下に点検評価委員会を設置し、教育・研究・地域貢献などの取組についてPDCAにより点検評価を行っている。教育については、学部教育会議の下に別に教育点検評価委員会などを設置して取り組んでいる学部もある。組織改革を含む取組の場合は学部の将来計画委員会が関与している。

各学部の教務委員会等は学部教育会議の下に組織されており、教務関係の実務を行っている。例えば、履修要項作成、時間割作成、シラバスチェック、講義室準備、担当教員選定、履修登録、成績処理、成績通知、資格判定資料作成、卒業判定資料作成、授業アンケートなどである。授業の点検評価やFDは別の委員会が担当していることが多い。

研究科における教務委員会等は、研究科それぞれの個性に応じて設置・運営されている。修士課程教育

での審議事項は学部教務委員会等とほぼ同じであるが、修士学位審査がこれに加わる。修士課程のみの研究科では、学部の教務委員会等と密接に連携して審議が行われている。博士後期課程の場合は履修科目が少ないため、審議事項は履修要項作成、担当教員選定、成績処理、成績通知、博士学位審査のみである。

これらのことから、教育課程や教育方法を検討する教務委員会等の組織は適切な構成となっており、必要な開催回数で実質的で実務的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学部学野制という特徴的な体制をとって、教育研究の円滑な運用を図っている。
- 大学院共通科目を実施するために大学院教育部を設置している。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

講座制は廃止しており、教員組織として特徴ある学部学野制をとっている。学部は教育組織であり、学生が所属している。学部学科（又は課程）は教育組織としての区分である。学野は学部を運営する教員組織であるとともに、近い研究分野の教員による研究組織としても機能している。学野の領域が研究分野を区分する単位であり、教員定員は持たない。学部長と学野長は同一であるが、学科長（又は課程長）と領域長は別の役割である。学野は教授会によって運営され、人事、予算、将来計画などの重要事項を審議している。学部の運営は学部教育会議を基本として行われ、教授会から教育に関する審議事項の多くを委任されて運営している。学部教育会議は教育的観点から教員人事を教授会へ発議することができる。

センター等の教員で学部専任教員でない者も人文・教育・理・工・農のいずれかの学野に属しており、独立専攻である大学院の応用粒子線科学専攻専任教員もいずれかの学野に属している。学部教育会議は学部専任教員と学部兼任教員で構成されるので、複数学野の教員が一つの教育会議に属していることがある。学科（又は課程）担当教員は設置基準に適合するように選任されている。制度上は、一人の教員が複数の領域に所属することも可能である。学部学野制により教育研究業務の効果的配分、人事の学部内流動化等が推進されている。また、学部改組や研究分野の盛衰などにより、領域の改変が行われている。

これらのことから、理念ある教員組織編制のための基本的方針を有して、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で教育研究に係る責任が明確にされた学部学野制等を設けるなどの教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における専任教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上がそれぞれ確保されている。

- ・ 人文学部：専任 94 人（うち教授 55 人）、非常勤 15 人
- ・ 教育学部：専任 107 人（うち教授 58 人）、非常勤 69 人
- ・ 理学部：専任 59 人（うち教授 34 人）、非常勤 51 人
- ・ 工学部：専任 139 人（うち教授 55 人）、非常勤 46 人

- ・ 農学部：専任 51 人（うち教授 25 人）、非常勤 16 人
- ・ 大学教育センター：専任 6 人（うち教授 0 人）、非常勤 98 人

学士課程の担当教員の構成は、教員一人当たりの学生数から判断して、教育課程の遂行に必要な教員数が確保されている。非常勤講師の配置は必要不可欠な科目に限定しており、極めて少ない学部もある。主要科目として開講しているものは、カリキュラムツリーの主要部を占める科目群であり、必修科目や選択必修科目となっている。主要科目のほとんどが常勤教員によって担当されている。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりである。

〔修士課程〕

- ・ 人文科学研究科：研究指導教員 81 人（うち教授 55 人）、研究指導補助教員 11 人
- ・ 教育学研究科：研究指導教員 70 人（うち教授 59 人）、研究指導補助教員 41 人
- ・ 農学研究科：研究指導教員 56 人（うち教授 27 人）、研究指導補助教員 0 人

〔博士前期課程〕

- ・ 理工学研究科：研究指導教員 171 人（うち教授 100 人）、研究指導補助教員 27 人

〔博士後期課程〕

- ・ 理工学研究科：研究指導教員 122 人（うち教授 101 人）、研究指導補助教員 40 人

教育学研究科教科教育専攻の各専修においては「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑み、大学院設置基準の教科に係る「専攻」において必要とされる教員数を「専修」に準用することとすれば、平成 21 年 5 月 1 日現在、次の専修において必要とされる研究指導教員数（又は研究指導補助教員数）を下回っている。中には、この状況が長期にわたる専修もある。

- ・ 国語教育専修：研究指導補助教員 1 人不足
- ・ 社会科教育専修：研究指導補助教員 1 人不足
- ・ 数学教育専修：研究指導補助教員 2 人不足
- ・ 理科教育専修：研究指導補助教員 1 人不足
- ・ 音楽教育専修：研究指導教員 1 人不足
- ・ 家政教育専修：研究指導教員（教授） 1 人不足

このことは、当該専攻の教育研究の目的を達成する上で重大な支障があると考えられるが、準則主義の立場から、大学院設置基準に教科教育専攻の必要教員数の規定がないことを前提にすれば、当該専攻の現状を大学院設置基準違反と断ずることはできない。しかしながら、当該専攻の教育研究の目的を達成するためには、専攻に準じて教育研究活動を実施している専修が教科に係る専攻において必要とされる教員数を下回っている現状は、可及的速やかに是正されなければならない。このことについては、すでに当該研究科において特任教員の配置等によって応急的な是正措置を講じることとしているが、根本的な是正のためには全学的な立場からの対応が必要である。

その他については、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

これらのことから、教育学研究科教科教育専攻において、教育研究の目的達成の上で、不十分な教員配置状況にあり、可及的速やかな是正が求められるものの、大学院全体としては必要な研究指導教員及び研

究指導補助教員がおおむね確保されていると判断する。

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

国際化と男女共同参画事業の推進のために、外国人教員と女性教員の採用を奨励しているが、平成 21 年 5 月 1 日現在の外国人教員の割合は 3.1%、女性教員の割合は 10.7%と採用状況は高い比率ではない。また、学野ごとの年齢構成は、平成 21 年 5 月 1 日現在、35 歳以下 34 人、36～45 歳 157 人、46～55 歳 176 人、56～65 歳 152 人である。研究組織の新規構築や重要な教育システムの構築のため、教育研究プロジェクトを組み、そこに「学長運用教員」等を活用して任期付教員を配置し、現在 7 つのプロジェクトについて 12 人の教員を採用している。

教員の研究能力向上のために、就業規則にサバティカル制度を設けて運用し、平成 20 年度は 5 人、平成 21 年度は 6 人が取得している。教養教育では、大学教育センターが推奨授業表彰制度を設け、毎年数人の教員を学長表彰している。教員の教育、研究、校務、社会貢献の業務について教員評価を実施している。毎年、学内公募型の教育改善経費や研究推進経費を計上して、教育と研究の活性化を図っている。学野では、学部長裁量経費を用いて、学野内公募型研究推進経費を計上している学野もある。これらの取組は終了後に報告書を提出させ、政策配分経費の検討会で事後評価を実施し、フィードバックしている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用基準や昇格基準は全学の教員選考規程に従って、各学野の内規で定めている。採用は公募を原則とすることを部局長会議で申し合わせている。各学野はそれぞれ教員人事に関する規則と委員会を持っており、教育研究に応じた教員組織編制が可能な体制である。学野は教育能力を審査項目に加え、模擬授業や公開授業の実施、公開発表会の実施、教育への抱負のヒアリングなど様々な工夫を行っている。大学院課程においては、教育能力に加えて研究指導能力が特に重視される基準を用いて、担当教員の資格審査を行っている。また、理系学野では、専任教員のほとんどが大学院兼任教員となるため、助教以上の学部教員の採用・昇格は大学院課程の基準を用いて行われている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教育改善評価と教員業務改善評価の 2 つのシステムで教員評価を行っている。

教育改善評価は学生授業アンケート、教員へのフィードバック、FD、教員の自己点検評価からなっており、中期計画に従って平成 18 年度から毎年行われている。実施組織は大学教育センターと各学部及び研究科である。大学教育センターでは、この評価を基に推奨授業表彰をしている。

教員業務改善評価は平成18年度に試行実施し、平成19年度から本格的に実施され、以後2年ごとに実施している。教育、研究、校務、社会貢献の4業務を対象とし、大学が定めた手順と様式に従って実施されている。評価主体は各学野長であり、評価水準は各学野で定めることとしているが、各学野間の評価条件の公平化を図るため、各学野で評価条件の概略について情報交換を行っている。4業務の量と質について自己点検評価し、段階評価（S、A、B、C）を行い、自己評価結果は学野長がさらに評価している。学野長の評価は教員へフィードバックされ、必要な場合は改善の指導が行われている。また、学野長の評価は学長へ報告され、それを基に期末勤勉手当等処遇に反映されることになっている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

自己評価書に教育内容と関連する研究活動の代表例が、各学部及び研究科の教育目的にとってコアとなる科目について例示されている。これによれば、教育内容と関連する研究活動が行われていると推定できる。また、サステナビリティ学という研究科を越えて行う特別の教育研究プログラムを実施していることは特徴がある。

これらのことから、教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

事務職員等は非正規職員も含め、平成21年5月1日現在427人である。中でも技術系職員は全学合計で68人が配置されている。また、TAは平成20年度の実績で合計568人が採用されている。

留学生センターでは、留学生と事務とのコミュニケーションを強化するため、平成16年度からSAを採用するなど、適宜改善が図られている。留学生を支援するSA（Student Assistant）とチューターは同年度の実績でそれぞれ2人、68人である。

学部学野やセンター等の目的と規模に応じて、事務職員及び技術職員を配置しており、TA等の教育補助者の任用に当たっては、研修を実施し活用が図られている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 特徴ある学部学野制を導入し、教員配置など人事の流動化と透明化を図っている。
- 研究科の枠を越えたサステナビリティ学教育研究プログラムを実施し、必要な教員等を配置している。

【改善を要する点】

- 教育学研究科教科教育専攻10専修のうち6専修においては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の教科に係る「専攻」を「専修」に準用すると、平成21年

茨城大学

5月1日現在における教員配置状況が「教科に係る専攻において必要とされる教員数」を下回っている。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

当該大学全体にわたるアドミッション・ポリシーとして、「学修の基礎となる学力とコミュニケーション力を備え、自らを律し、向上する意欲を持ち、知的好奇心が旺盛な人」「自然と人間と社会に関わる諸課題に主体的に取り組み、問題を解決する力を高め、さらなる新しい課題に積極的に挑戦しようとする人」「幅広い教養と高い専門性を備えた職業人として、現代の世界と社会の持続可能な発展に貢献しようとする人」を掲げている。

学部及び研究科のアドミッション・ポリシーは、各学部及び研究科の教育目的に沿って定められ、それぞれのウェブサイトで公表されている。また、学部及び研究科の入学案内や募集要項の冊子でも紹介され、オープンキャンパスや高等学校訪問などの際に周知を図っている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

学部入試の一般選抜では、それぞれの学部がアドミッション・ポリシーに沿って、大学入試センター試験の受験すべき教科・科目及び個別学力検査の試験科目の選定をし、学力の判定並びに合否決定を行っている。

また、それぞれの学部の特性に応じ、推薦入試、帰国子女入試、社会人及び私費外国人入試を行っており、多様な入試をアドミッション・ポリシーに従って行っている。

大学院課程の入学者選抜は、主に推薦入試と一般選抜によって行われている。試験科目や審査方法はそれぞれの募集単位の教育目的に沿って定められている。専攻によっては面接や実技試験が重視されている。そのほか、社会人特別選抜、私費外国人留学生特別選抜、10月入学を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

- 4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

留学交流委員会において、留学生受入方針を平成19年度に策定し、この方針を基に、留学生センター

を中心に留学フェアや進学説明会などの活動が行われている。留学生受入数は、減少傾向から増加に転じている。

また、人文学部と教育学部では、若干名の編入学を、理学部、工学部、農学部では、学生定員を設定して編入学を実施している。機械工学科と知能システム工学科（Bコース）では、社会人枠を設けている。人文科学研究科、理工学研究科博士前期課程（理学系）、農学研究科、理工学研究科博士後期課程では、社会人を受け入れている。教育学研究科では、大学院設置基準第14条適用や休職制度を活用した社会人院生への便宜を図って平成19年度に社会人を受け入れている。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

平成18年度に、学長を長とする入学戦略会議の下に入学センターが設置され、入試業務の集中化を図っている。各学部は入学センターの指導の下で、入試業務に関する委員会を組織し、学部長の指揮の下で個別の入試を行っている。出題ミスの防止は副学長（教育担当）、入試業務ミスの防止は入学センターの指導の下で、各学部の出題委員、採点委員、入試委員が業務を行っている。また出題ミス防止の徹底のために、さらに第三者の問題チェック委員を設けている。大学院課程の入学者選抜は、各研究科の責任において実施されている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正・着実に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

入試の検証及び改善体制は入学戦略会議を中心として、入学センター、各学部及び研究科において行われている。平成18年度当初までは入学者選抜方法研究委員会で検証を行っていたが、入学センターの設置に伴い、委員会を廃止し、入学センターの企画開発部門で調査検証が行われている。企画開発部門では、アドミッション・ポリシーを踏まえながら各学部と協働で入学試験結果の検証を行い、翌年度の入学試験の実施方針を定め、「入学試験の基本方針」に反映させ、入学者選抜の改善につなげている。各学部では、より具体的な改善に活かしており、理学部では、3つの入試方式間での入学者の成績の比較を行って、入試方法の改善を検討している。

学士課程入試においては、アドミッション・ポリシーを踏まえて様々な検討を行い、入試方法の改善に役立てており、また、今後は近隣高等学校への実地調査及び入学者へのアンケートの実施等により、更なる判断材料の収集・分析を予定している。

これまでの検証・改善事例として、入学戦略会議での検討による、農学部推薦入試の募集人員割合増加、面接試験（口頭試験含む）の実施マニュアル策定、人文学部入試委員会での検討による、個別学力における小論文や英語の導入と推薦入学試験の両学科での導入による入学枠の拡大が挙げられる。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成17～21年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとお

りである。(ただし、平成21年4月に設置された人文科学研究科(修士課程)については、平成21年度の1年分。)

〔学士課程〕

- ・ 人文学部：1.08倍
- ・ 教育学部：1.09倍
- ・ 理学部：1.05倍
- ・ 理学部（3年次編入）：0.74倍
- ・ 工学部：1.11倍
- ・ 工学部（3年次編入）：0.90倍
- ・ 農学部：1.15倍
- ・ 農学部（3年次編入）：1.16倍

〔修士課程〕

- ・ 人文科学研究科：0.80倍
- ・ 教育学研究科：1.01倍
- ・ 農学研究科：1.30倍

〔博士前期課程〕

- ・ 理工学研究科：1.10倍

〔博士後期課程〕

- ・ 理工学研究科：0.98倍

〔専攻科〕

- ・ 特別支援教育特別専攻科：0.72倍

なお、農学研究科(修士課程)について入学定員超過率が1.30倍と高いが、大幅超過とはなっていない。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は、大学院課程の1つの研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院課程の1つの研究科においては、入学定員超過率が高い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

学則に規定されている教育課程の編成方針と学部の教育目的に沿って、教養教育と専門教育からなる教育課程が構築されている。

教養教育の体系は、教養を修得する科目(分野別教養科目と総合科目)と専門科目を履修するための基礎を修得する科目(分野別基礎科目と主題別ゼミナール)、高等教育として共通に履修し理解すべき科目(共通基礎科目)から構成されており、学部の教育目的に応じてそれらの科目をバランス良く履修することとなっている。年次配置も初年次前期科目、初年次後期科目の体系的な配置や、習熟度に応じた進行型配置、より広い履修対象の全学年配置などの工夫がなされている。工学部と農学部は分離キャンパスのため、2年次科目はそれぞれのキャンパスへ教員が赴いて実施している。

各学部は教養教育を重視する基本方針の下、教養教育と専門教育のバランスをとっている。各学部は教育目的の趣旨に沿って、適切な専門科目を用意し、それらをカリキュラムツリーに従って年次的に配置して、体系的な教育を行っている。初年次からの専門基礎教育も実施している。学部・学科でコアとなる科目には必修を指定している。理学部の1コースと工学部の2学科はJABEE(日本技術者教育認定機構)の認証を受けている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学内では、学部を越えた履修が認められており、一定単位数まで自由履修として単位が与えられている。他大学との単位互換協定が締結されており、放送大学ほか11校と少数ではあるが実績を上げている。また、就職支援センターを中心に全学的にキャリア教育に取り組んでおり、全学部でインターンシップを実施している。語学などの各種の取得資格については、条件を設定して単位として認めている。さらに、教員免許や技術士、学芸員などの国家資格の取得のための科目を開設している。外国の協定締結校への留学を17校と実施している。

各学部では、研究成果・学術の発展動向や社会からの要請を反映した授業を行っている。

大学教育センターでは、平成19年度に「確かな学力の向上を目指す理系基礎教育—学生の意欲と自立性を引き出す多様な仕組で構成される理系基礎教育の提案—」が文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に採択され、理系学生に数学や物理等の基礎分野の原理や考え方を身に付けさせ、自在に使いこなす基礎的能力を習得させているが、さらに教育・工・農学部1年次生を対象として、初心者向け理系基礎実験科目（「化学」と「物理学」）を新設し、平成20年度より実施している。これらのプログラムは教養教育として継続して行うこととしている。農学部では、平成17年度に「自然共生型地域づくりの教育プログラム—都市周辺の荒廃農林地再生に向けた農学教育の新展開—」が文部科学省の「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に採択され、フィールド実習などの実践的な授業科目の開発を行い、地域環境に対する問題意識や「地域—学生パートナーシップ」の意識形成を図っており、終了後、当該プログラムはフィールドサイエンス教育プログラムの中に位置付けられるとともに、次のプログラムの芽となっている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

単位の計算方法は学則に定められ、学生便覧『われらの学園』に転載して学生・教員へ周知を図っている。全学統一シラバスは15回分の授業計画を記入することとなっている。マークカード方式やICカード方式を導入して出席管理の強化も図っている。

教養教育では、授業時間外の学習を学生に勧めるように授業方法の改善を教員に要請している。このため、多数の教員がレポートや調査テーマを課すようになっている。平成18年度までは学生授業アンケートで自習時間の調査を合わせて行い、実質化への取組を検証している。特に「総合英語」と理系基礎教育（「数学」と「物理学」）では、e-learning教材と学習室を整備し、自習を義務付けている。他の科目でもe-learning教材を用いた自習の導入を進めている。

学部専門教育では、より実質的な取組を行っている。各学部は履修登録の上限を設定している。学部専門科目は一貫性が強く、コアとなる科目は文系・理系とも講義と演習や実験、実習がセットになって実施されている。さらに、自習課題やレポートを課している。またそれらにはTAを配置して、授業時間外でのサポートや学習相談が行われている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

各学部における授業は、主に講義、少人数制セミナー・演習、実験、実習・実技により行われている。また、学部の教育目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスを図るように努めている。授業内容に応じた学習指導法の工夫が行われており、例えば、教養教育では、学問への動機付けや問題意識を育てる「主題別ゼミナール」を少人数で実施し、人文学部では、教育内容の専門分化に対応した積み上げ式の教育課程が十分に機能するよう工夫されている。工学部では、J A B E E 認定又はその基準に準拠して、授業形態の組合せやバランスの適正化を図っている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

全学統一シラバス様式を決定しており、全学部及び研究科は基本事項を網羅した統一様式を用いてシラバスを作成している。一部の学部では、より詳細なシラバスを作成している。シラバスは1年次生には冊子体で、2年次生以上にはウェブ版で配付されている。シラバスは授業の初回到教員から学生に対してシラバスの内容を説明することが義務付けられている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

教養教育では、授業時間外の学習を学生に勧めるように授業方法の改善を教員に要請している。このため、多数の教員がレポートや調査テーマを課すようになっている。また自習時間のアンケート調査も行っている。主題別ゼミナールは大学での学習の仕方を学修させる科目で、1年次前期に必修で開講している。

英語と数学と物理学の基礎学力不足の学生に対して、「総合英語」と理系基礎教育（「数学」と「物理学」）を設定し、プレースメントテストによって習熟度に応じたクラス分けを行い、到達度を明確にしたカリキュラムを組んでいる。これらの授業では、e-learning 教材と学習室を整備し、自習を義務付けている。情報や未修外国語などにも習熟度別教育が浸透し始めている。また、他の科目でも e-learning 教材を用いた自習の導入を進めている。さらに、高等学校で実験を学習していない学生向けに「化学」と「物理学」の基礎実験を開講している。

専門教育では、特に理系学部で学習歴に配慮した科目を開講している。理学部では、「数学」「物理学」「生物学」で高等学校での未履修者対象の科目を開講したり、「情報処理」「化学」では、履修履歴を配慮したクラス分けを行っている。工学部では、「数学」「物理学」の基礎力を高める特別の科目を開講している。農学部では、農学部1年次の「化学」でプレースメントテストをして習熟度クラスを設定している。理学部の「数学」では、TAによる相談室を定期的に開設して、組織的に取り組んでいる。このほか、すべての学部は演習を多用することで理解を高める工夫を行っている。また、すべての学部で自主学習用の学習室を整備している。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-4 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

夜間主コースとして知能システム工学科（Bコース）が設置されている。同コースの授業は17時35分から開始し、20時40分に終了する。さらに、当該コースの学生は知能システム工学科（Aコース）の専門科目を10単位まで、（昼間）他学科の専門科目を10科目まで卒業単位に算入することができる。また、教員から十分な指導が受けられるよう4年次の卒業研究に割り当てられる時間を確保している。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-2-5 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-1 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

学則に6段階の成績評価基準を明記しており、点数としては、A+（100～90）、A（89～80）、B（79～70）、C（69～60）、D（59～50）、E（49以下）であり、A+～Dを合格としている。さらに各評価の内容を明示している。学則は『われらの学園』（学生便覧）に掲載され、冊子体で学生と教員に配付されており、学部や大学教育センターでは、履修要項でも周知が図られている。担当者はその基準に従ってシラバスに具体的な成績評価方法を明記している。この成績評価方法によりウェブサイト上から成績を報告し、学部教育会議で単位認定が行われている。

卒業認定については、各学部が設定している卒業認定基準に従って、学部教育会議で判定されている。卒業認定基準は各学部の履修要項に記載されている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-2 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

全学部で成績評価結果に対する学生からの異議申立ての機会が与えられている。教養教育や工学部では、シラバスどおりに成績評価が行われたか報告することになっている。教養教育や専門教育では、同一授業名で担当教員が異なる授業について、授業方法と評価方法を統一することが行われている。例えば、教養教育の「総合英語」や「数学」では、教材、試験問題、評価の統一が行われている。さらに、多くの授業で答案やレポートの返却、解答例の提示などが行われている。

これらのことから、成績評価の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-1 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

平成 21 年度より、4 研究科共同で大学院共通科目を必修 2 単位で設定し、個別研究科の専門を越えた修士課程教育として共通に修得すべき内容の科目を開設している。各研究科は専攻を越えて修得すべき科目として研究科内共通科目を設定し、より広範な課題に対応できる人材育成を目指している。さらに、学際的な分野の人材育成のため、研究科横断型や専攻型の特別プログラム（例えば、サステナビリティ学教育プログラム）が多数実施されている。

各研究科では、養成する人材像の特徴を踏まえて教育目的や授与する学位を定めている。人文科学研究科は人文と社会の分野を学部との連携を保ちながら 4 つの体系に区分して編成している。教育学研究科は高い専門性を身に付けた教員及び学校教育関係者の養成のために教育学の分野を 5 つの体系に区分して編成している。理工学研究科博士前期課程は理学専攻が 5 系、工学系が 7 専攻、さらに独立専攻が 1 つある。理工学研究科博士後期課程はより高度な技術者や研究者の育成を目指して、理工学の分野を 6 つの体系に区分して編成している。農学研究科は農業や食料に関する分野を 3 つに区分して編成している。授業内容はそれぞれの体系に合わせて設定されている。

特別支援教育特別専攻科は知的障害児教育の教員養成を目的とする 1 年間の専攻科で、その目的に沿って緻密な教育課程が編成されている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生などからの多様なニーズへの対応としては、人文科学研究科では、留学生対応の「日本語表現法」や他大学大学院との単位互換授業の開講が挙げられる。教育学研究科では、平成 20 年度に「地域教育資源開発による高度教育専門職養成」が文部科学省の「大学院教育改革支援プログラム（大学院 GP）」に採択され、学校現場での実践力を高める授業を行っている。理工学研究科（理学系）では、「先端科学トピックス」を開講している。理工学研究科（工学系）では、他大学との単位互換授業や特別教育研究経費の支援を受けた 4 大学院連携による先進創生情報学教育研究プログラムの実施、イブニングセミナーの実施などがある。また、独立専攻の応用粒子線科学専攻を平成 16 年度に設置し、展開している。農学研究科では、平成 19 年度に「地域サステナビリティの実践農学教育」が大学院 GP に採択され、農業と環境に関する問題解決に貢献する人材を育成する授業群を展開している。英語による専門科目は、すべての研究科で行われている。インターンシップは教育学研究科を除く 3 研究科で行われている。

サステナビリティ学連携研究機構に参加し、地球変動適応科学研究機関を設置して、地球環境変動に関する教育と研究を行っている。その講義は当該大学大学院内で他研究科の単位互換科目として履修することが可能である。平成 19 年度と平成 20 年度に相当数の大学院講義を実施している。

さらに、学際的な分野からの人材養成の要請にこたえるため、特別プログラムを多数実施している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-4-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

学士課程教育と同一の全学統一シラバス様式を全研究科で採用しており、授業計画を記載して授業回数を確保し、到達目標を記載して時間外学習を奨励している。レポートや発表が課せられる科目では、教員の個別指導が頻繁に行われている。各教員は出欠票や質問メモ、小テストなどの方法により出席管理を行っ

ている。出席管理は成績評価の基本条件となっている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-1① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

各研究科における授業形態の分析や各研究科において重視している学習指導法上の特徴は、次のとおりである。人文科学研究科では、講義も少人数対話形式で行われ、実習科目としてインターンシップが設けられている。教育学研究科では、理論的な内容を学ぶ講義中心の特論と実践的力量を高める演習が密接に組み合わさっており、実践形式で行われている。理工学研究科（工学系）では、対話・討論形式の講義が多数あることに加えて、地域の特色を生かした横断型教育プログラムを採用して、地域との産学連携を重視した授業形態をとるなどの工夫をしている。農学研究科では、研究科共通科目にクォーター制を導入して幅広く履修できるようにしている。各研究科とも演習、実験、実習の内容は実践的であり、講義と密接な連携をとっている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-1② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

すべての研究科で学士課程教育と同一の統一シラバス様式を採用して、シラバスを作成している。それらはウェブサイト公開され、活用されている。活用状況は院生に対する授業アンケートで聴取している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-1③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

教育学研究科学校臨床心理専攻では、昼夜開講制を実施している。1科目を除き、6講時（18時から19時30分）、7講時（19時40分から21時10分）に開講し、研究指導も昼間及び夜間の学生にとって都合の良い時間帯に行っている。

人文科学研究科文化科学専攻では、学生のニーズに対応するために、6講時及び7講時に開講している。教育方法の特例として、茨城大学大学院人文科学研究科規則第5条に「教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行うことができる。」と定められており、学生のニーズ等に対応する形で適宜夜間の時間帯に開講し、適切な指導を行っている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-1④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

大学院学則に研究指導について規定し、それに基づいて各研究科の規則等で研究指導に関して明記している。計画的な指導に関する取組状況については、人文科学研究科では、研究開始時に学生と話し合っ
て研究指導計画書を作成し、1年間の指導計画を学生に示している。この指導計画書は研究科の委員会で
チェックされている。理工学研究科（理学系）でも同様に行われている。教育学研究科でも同様に2年間
の指導計画書を作成している。農学研究科では、1年次に学生による研究計画書の作成、2年次には学生
による研究経過報告書と指導教員による指導計画書が作成されている。

理工学研究科博士後期課程では、3年次の4月に進捗状況の確認を行うとともに、学位申請の予備審査
の実施により指導を行っている。最終チェックについては、学位論文の主査・副査による審査と公开发表
会と最終試験を行って、その質をチェックしている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な
計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-② 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

すべての研究科が正副研究指導教員による複数指導体制をとっている。人文科学研究科では、研究指導
計画書を用いて学生の指導を行っている。計画書には正副研究指導教員からの詳細なコメントを付すこと
となっている。教育学研究科と理工学研究科（理学系）と農学研究科も指導計画書等を基に指導している。

すべての研究科でTAを活用し、理工学研究科博士後期課程では、RAを採用して能力の育成を図って
いる。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの
基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

大学院学則に成績評価基準と修了要件を規定し、これに基づいて各研究科の規則等に成績評価基準と修
了認定基準を明記している。ただし、研究科間で基準は統一されていない。大学院学則は『われらの学園』
（学生便覧）に掲載されて、学生と教員に配付され、周知されている。履修規則等は各研究科の大学院学
生便覧などに掲載され、周知されている。以上の基準に従って、教員はシラバスに成績評価方法を明記し
て成績評価を行い、研究科委員会が単位認定と修了認定を行っている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績
評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されてい
るか。

学位に関する規則を大学院規則、学位規則に規定している。学位論文に係る評価基準は各研究科の研究
科規則等に記載され、履修案内の際に周知を図っている。審査体制も研究科規則等に記載され、同時に説
明されている。また、評価基準は研究科委員会で定められている。審査は主査と複数の副査で構成される
審査会を設置し、研究内容の口頭発表と最終試験としての質疑応答によって実施されている。評価基準に
対する合否はその専門分野である審査委員によって判断されている。審査結果は研究科委員会に報告され、

審議の上、承認されている。

博士学位に関する評価基準も定められ、履修案内の際に周知が図られている。理工学研究科博士後期課程での博士学位審査においては、主査と専門内及び専門外の副査複数人によって構成される審査会を設置している。事前審査会での審査結果が後期課程委員会で審議され、審査会での審査結果も後期課程委員会及び理工学研究科委員会の審議に付され、投票によってその可否が判定されている。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

すべての研究科で成績評価結果について異議申し立てができるが、手続き等についてシラバスに記載している研究科と特別な指示を出していない研究科もある。学生による授業アンケートをすべての研究科で実施しており、成績評価の適切性について問い、自己点検をしている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職学位課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- サステナビリティ学研究機構に参加し、地球環境変動に関する教育と研究を行っている。
- 大学院課程で研究指導計画書を学生と相談して作り指導している。
- 平成19年度に「確かな学力の向上を目指す理系基礎教育」が文部科学省の特色G Pに採択され、理系学生に数学や物理等の基礎分野の原理や考え方を身に付けさせ、自在に使いこなす基礎的能力を習得させているが、さらに教育・工・農学部1年次生を対象として、初心者向け理系基礎実験科目（「化学」と「物理学」）を新設し、平成20年度より実施している。これらのプログラムは教養教育として継続して行うこととしている。
- 平成17年度に「自然共生型地域づくりの教育プログラム構築」が文部科学省の現代G Pに採択され、フィールド実習などの実践的な授業科目の開発を行い、地域環境に対する問題意識や「地域-学生パートナーシップ」の意識形成を図っており、終了後、当該プログラムはフィールドサイエンス教育プログラムの中に位置付けられるとともに、次のプログラムの芽となっている。
- 平成19年度に「地域サステナビリティの実践農学教育」、平成20年度に「地域教育資源開発による高度教育専門職養成」が文部科学省の大学院G Pに採択され、農業と環境に関する問題解決に貢献する人材を育成する授業群の展開、学校現場での実践力を高める授業を行っている。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

教育の達成状況を検証するため、第1期中期計画に具体的取組を設定し、各学部及び研究科に取組が指示され、すべての学部及び研究科で卒業（修了）生と企業及び関係者へのアンケートや聴き取り調査が行われている。学部及び研究科ごとに取組の状況は異なり、毎年実施してきた学部からこれまでに2回のみという学部までである。内容としては、卒業生に対してはカリキュラム内容が十分であったか、不足はなかったか、もっと重点的に学習すべき科目はあったかなどである。企業や関係者に対しては、学生が修得している知識や技能について評価意見を得ることや、茨城大学卒業（修了）生としての長所と短所を指摘してもらうことである。アンケートの回収率は高くはないが、着実に検証・評価のための資料が得られている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

各学部及び研究科とも教育成果の検証・評価に取り組む体制が構築され、データからは、次のことが言える。平成20年度の標準修業年限での学位取得率を挙げれば、人文学部81.2%、教育学部91.8%、理学部83.9%、工学部72.0%、農学部87.8%、人文科学研究科69.0%、教育学研究科89.8%、理工学研究科博士前期課程（理学系）89.6%、同（工学系）94.9%、理工学研究科博士後期課程63.3%、農学研究科85.9%であり、各学部及び研究科とも、適切な学位取得率を維持している。教員免許取得は教育学部以外でもある程度の学生が取得している。留年率、休学率、退学率は問題となるような数値ではない。学生の受賞は毎年多くあり、学位論文等に関係するものが多い。理工学研究科博士前期課程（工学系）学生の学会等での発表率は平成19年度実績91%とかなり高い。学生の取得する資格は多岐にわたる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

教養教育については大学教育センターが、学士課程教育については各学部が、修士課程教育については各研究科が授業アンケートを実施しており、それぞれにおいて分析が行われている。

教養教育では、満足度指数を解析し、成果を確認している。「総合英語」や理系基礎教育の「数学」と「物理学」では、学期前後で効果を調査し、明らかな学力の向上を確認している。人文学部でのアンケートでは、「専門分野の考え方・知識・技能が身についたか」という項目で肯定的な回答が増加している。教

育学部では、向上が見られる授業の要因分析が行われている。理学部では、理解度と満足度の項目で改善が認められる。工学部では、「履修して良かった」の項目で高い評価を得ている。農学部では、成績と理解度の乖離度を分析し、成果を確認している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

就職状況はそれぞれの分野によって特徴があるが、全体として広い領域に就職している。人文学部では、サービス関連企業への就職が多い。教育学部の学校教員就職率は53～58%となっている。理系学部では、大学院進学率が高いが、就職先も専門の知識や技能を活かせる企業が多い。農学部では、学部の多様性を反映して、極めて広範囲に就職している。大学院修了者の進路も研究科の特徴を強く反映している。これらは、教育の成果の現れと判断できる。博士後期課程修了者もほとんどが研究者や技術者として就職している。

学部及び大学院の就職状況は平成20年度について就職率を挙げれば、人文学部83.7%、教育学部88.6%、理学部91.7%、工学部95.1%、農学部86.5%、人文科学研究科94.4%、教育学研究科88.9%、理工学研究科博士前期課程（理学系）87.7%、同（工学系）96.4%、理工学研究科博士後期課程97.1%、農学研究科90.5%、特別支援教育特別専攻100%と、比較的高い率であり、その就職先はそれぞれの組織の教育目的や育成すべき人材像を強く反映したものとなっている。

また、日本学術振興会特別研究員に採用された者もいる。

これらのことから、教育の成果や効果が適切に上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

人文学部では、卒業生の就職先企業への意見聴取を行って、長所短所の指摘を受け、長所としてコミュニケーション能力の強さが挙げられている。卒業生への意見聴取も行い、大学での専門教育と仕事との相関性の高さが認識されている。教育学部では、卒業生への意見聴取と勤務先学校長への意見聴取を行い、教員養成学部として特色ある教育に高い評価が得られている。理学部では、卒業生と就職先への意見聴取を行い、基礎的な教育の質の高さが高く評価されている。大学院修了生については調査・研究して応用する能力を高く評価されている。工学部では、卒業生及び大学院修了生と就職先に対して意見聴取を行い、アンケートでは、工学の基礎・専門教育と問題解決能力について高い評価が得られている。農学部では、卒業後3年経過した学生（大学院生も含む）を対象に卒業生アンケートを実施し、カリキュラムに対する満足度が調査され、高い評価が得られている。また、現在の職種に関連する教育の評価が高い。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 理工学研究科博士前期課程（工学系）学生の学会等での発表率が高い。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

新入生に対するガイダンスは、教養教育については大学教育センターが、専門教育については各学部及び研究科がガイダンス日を設定して行っている。2年次以上の学生への専門科目ガイダンスは年度当初に各学部及び研究科で行われている。学士課程での専攻選択については、学部によって実施時期が異なるが、学科単位又は選修（又はコース）単位で行われている。専攻選択のガイダンスは1か月以上にわたって行われる学科もある。留学生ガイダンスや編入学生へのガイダンスは別に設定されている。別キャンパスにある工学部と農学部は、新入生に対し、キャンパスツアーを実施している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

学生相談の全学窓口として「茨城大学なんでも相談室」を設置し、学習相談も受け付けている。すべての学部は新入生に対しガイダンス直後に履修相談室を一定期間設置して、学習相談に当たっている。クラス担任制度とオフィスアワーはすべての学部で行っており、前者は履修要項等に、後者はシラバスにメールアドレスと一緒に記載している。大学教育センターでは、教養教育について教養教育係の窓口で相談を受けており、センター専任教員が助言している。また、意見箱も設置されている。人文学部では、必修である主題別ゼミナールを用いて学生アンケートをとっている。人文科学研究科では、大学院の学習環境等についての評価調査を実施し、その中で学習相談体制について問い、「ほぼ満足」という回答を得ている。理工学研究科（理学系）では、大学院勉学調査を実施している。工学部と農学部では、1年次生は水戸キャンパスで学習するため、特別に水戸キャンパスに常駐する補助担任を設け、学習相談に当たっている。

学生就職支援センターでは、就職活動に関する支援に取り組んでいる。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

留学生センターが留学生の学習相談窓口となっており、5人の専任教員が対応している。また、留学生に対してチューターを配置し、学習支援を行っているほか、日本語補講等の日本語学習支援も行っている。さらに、日本文化の理解を深めるため、研修旅行や懇談会、交流行事を実施している。人文学部では、英語で行う講義を設定している。障害のある者や社会人の学生はその数も少なく、対応教員が個別に学習支援を行っている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-1① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

全学的には、図書館とIT基盤センターが学習室や情報端末を整備している。大学教育センターなども学生学習室や情報端末室を設置している。学部は大学のキャンパスマスタープランに基づき、20%の全学共通スペースを設定し、学生学習室などを整備することになっており、一般学生に公開している多数の学習室と情報端末室が整備されている。図書館は水戸の本館と工学部及び農学部の分館が置かれている。本館は平日は21時まで、土日も開館して活用されている。

人文科学研究科では、大学院の学習環境についての評価調査を実施し、院生から課題の指摘もあったが満足との回答を得ている。

これらのことから、自主的学習環境がほぼ十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-2② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

3つのキャンパスそれぞれで多数のサークルが活動しており、大学公認(届出)団体は全体で196ある。その支援活動として施設整備や財政支援を中心に、積極的な取組が行われている。学外遠征の度に顧問教員や担当事務職員が支援に出かけている。サークル活動や自治活動の中で優れた者を毎年学長が表彰している。学生の自治活動のうち、「学生地域参画プロジェクト」を学内公募し、経費支援をしている。学生の諸活動を地域に広く広報するとともに、活動の充実発展のため、地域のNHKデジタルテレビへの出演を支援する取組を行っている。学生自主活動による学生向け大学広報誌『C-Mail』の編集を大学として支援している。

水戸・日立・阿見キャンパスそれぞれで、学生主催の大学祭が毎年開催されており、大学として、施設の使用や経費などの支援を行っている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-1① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

学生の生活、学生寮、課外活動施設等について、全学及び人文学部や工学部でアンケート調査が行われている。

人文科学研究科では、大学院の学習環境等の評価調査を実施し、その中で生活相談体制について問い、「ほぼ満足」という回答を得ている。

大学の相談体制については、生活・修学・進路ほか、健康相談、ハラスメント相談、就職相談、留学生相談の5種類の相談区分に応じて、それぞれ体制を構築して取り組んでいる。学生生活支援の取組事例として、全学では、「茨城大学なんでも相談室」の設置、学生便覧『われらの学園』の配付、農学部の1年次

生については、水戸キャンパスに授業で出向した農学部の教員による出張相談が挙げられる。学部では、担任制をとっているのでクラス担任などに相談する事例が多い。「学生就職支援センター」では、学生に就職先の情報提供や相談会の開催などを行っている。教育学部では、独自に就職支援室を設置し、教員採用試験への支援を行っている。留学生に対する相談・助言は留学生センターを中心に行われている。

ハラスメントについては、規則を定め、さらにハラスメント対策のマニュアルを発行して対処している。ハラスメントに関する相談受付は、多数の教職員を相談員に指定して受け付けており、個人情報の保護に十分留意しながら、相談に応じている。

健康相談（メンタルヘルスケアを含む。）については、全キャンパスで、常勤医師2人、非常勤医師4人、看護師4人、カウンセラー5人、非常勤管理栄養士2人を配置し、相談に当たっている。カウンセラーは工学部と農学部のキャンパスにも配置している。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

留学生の生活に関する相談・指導は留学生センターを中心に行われている。新入学部留学生に対する個人面談や全留学生対象の生活実態調査の実施により、生活状況やニーズが把握されている。また、アルバイトや民間宿舎の斡旋、国際交流会館への入居やその運営、一般学生寮への入居などの支援が行われている。チューター及びSAによって日常的な支援が行われている。

障害のある学生に対しては、入学時に担当教員を決めて、相談や支援に当たることにしている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

入学金や授業料の免除が毎年一定率で実施されており、平成20年度は入学金免除42人、授業料免除1,087人、再チャレンジ免除5人であった。奨学金は日本学生支援機構以外に寄付金に基づく独自の奨学金を支給している。そのうちの1つは経済的急変により授業料納付が困難になった学生への緊急給付である。私費外国人留学生に対しては、日本学生支援機構以外に茨城大学社会連携事業会からの寄付金に基づく大学独自の奨学金を給付している。工学部については、工学部同窓会の多賀工業会から工学部学生への学生生活活動支援助成金として支援がある。これらについて、ウェブサイトや電子掲示板の在学生、保証人及び留学生向けページに掲載するとともに、学内掲示板にも掲示して、周知を図っている。

学生寮は516人の定員に対し416人が入寮しており、若干の留学生も利用している。学生寮の改修計画が進行中であり、水戸地区の水哉寮は平成21年度中に改修される。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「茨城大学なんでも相談室」を設置している。
- 学生の自主活動である学生向け大学広報誌の編集を支援している。

- 「学生地域参画プロジェクト」を学内公募し、経費支援をしている。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学は、水戸地区、日立地区、阿見地区の3つの主要キャンパスを有し、その校地面積は水戸地区 152,295 m²、日立地区 116,041 m²、阿見地区 108,029 m²である。また、各地区の校舎等の施設面積は、計 136,871 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

図書館は水戸地区に本館、日立と阿見地区には分館を設置している。体育施設は3地区に屋外運動場を整備し、水戸地区と日立地区に屋内体育館を整備している。阿見地区については、平成21年度中に新築することが決定されている。課外活動施設は水戸と日立に恒久施設を整備している。阿見地区はプレハブ施設であるが、平成21年度の阿見地区体育館と合わせて整備予定である。福利厚生施設（学生食堂など）は3地区に整備されている。水戸地区には学生会館も整備され、学生の活動に供されている。また中期計画に基づいてバリアフリー化を進めており、特に、図書館には身体に障害のある者のためにエレベーターが設置されている。平成18年度にキャンパスマスタープランを改訂し、その中で全学共通スペースとして各学部それぞれ20%確保することを決定し、順次計画を実行して、学生用スペースを創出している。設備マスタープランを平成18年度から毎年改訂して、設備の整備を図っている。なお、統合ICカードが導入され、身分証明、出席管理、建物への入退出、図書の貸出などに利用されている。

施設計画運営専門委員会において、「施設の有効活用に関する要項」に基づき、大学全体の活用状況の把握を行い、施設管理や施設概算要求書の策定に生かしている。各学部にも施設運営委員会などが設置されており、毎年度活用状況をチェックし、年報に掲載している。重要な大型機器についてはチェックが行われ、維持費の措置や更新の情報としている。

上記の企画立案を学長の指示の下、施設整備計画は施設計画運営専門委員会が、設備整備計画は研究プロジェクト推進委員会が戦略的に行っている。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

IT基盤センターを設置し、ICT環境の整備及び管理運営を行っている。同センターには、教育用パソコンが水戸地区311台、日立地区317台、阿見地区87台設置されている。そのほかに大学教育センター及び各学部は独自に学習室を整備し、多数のパソコンが設置され活用されている。

3つのe-learningシステムが稼働しており、教養教育では、2つのシステムが用いられている。バーチャ

ルキャンパスシステムは学部用と大学院用が整備されており、多くの科目で用いられている。

情報ネットワークは電子メール、学内事務情報の交信、各種申請資料の請求、授業情報の提供、授業の提供、履修登録、成績確認など、極めて広い範囲で活用されている。全学生、全教職員にアドレスが与えられており、円滑に運用されている。また、それを支える基幹ネットワークとして、キャンパス内を2Gbpsでの接続を整備するとともに、キャンパス間の1Gbpsでの接続を整備している。図書館等には無線LANのアクセスポイントを用意し、学内ネットワークに接続することが可能である。全学生、全教職員とも全学で統一した認証システムにより認証を受けて使用可能である。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が十分に整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

学生に配付する『われらの学園』（学生便覧／規則は学内専用ウェブサイトにも記載）に各種利用規則を示し、教職員及び学生に周知を図っている。IT基盤センターや図書館、各種センターの利用規則はウェブサイトに記載して、周知を図っている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

図書館は、本館、工学部分館、農学部分館があり、それぞれ536、214、76の閲覧座席数がある。また、開館時間は、本館が平日9時から21時、土曜日・日曜日9時30分から17時30分（休業期間中：平日9時から17時、土曜日・日曜日休館）、工学部分館が平日8時50分から20時50分、土曜日10時20分から18時50分、日曜日休館（休業期間中：平日8時50分から17時、土曜日・日曜日休館、ただし、夏季休業期間は土曜日13時20分から16時50分）、農学部分館が平日8時30分から20時30分、土曜日12時から18時、日曜日休館（休業期間中：平日8時30分から17時、土曜日・日曜日休館）である。年間1万冊以上の図書及び3,700種以上の学術雑誌を受け入れ、本館・分館合わせて97万冊の図書、1万4千種の学術雑誌を有している。電子ジャーナルは5,237タイトル契約している。

各学部における図書・学術雑誌・視聴覚資料の選書に加え、学生が購入を希望する図書などについても予算化し、幅広く要望にこたえている。また、学術雑誌についても、分野による偏りを是正し、学生・院生が必要とする雑誌を優先するなど、本館雑誌コーナーの改革を行っている。教養教育のシラバスに記載されている参考文献・教科書は、本館に教養教育図書コーナーを設けて配架している。予算が制限される中で、より適切で公平な方法で、教育・研究上必要な資料を系統的に収集するよう配慮されている。

蔵書の活用状況や電子ジャーナルのアクセス状況は高いレベルにあり、水戸キャンパスの学生一人当りの購入冊数、貸出冊数とも比較的高い。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- IT基盤センターの設置により、学生用ICT環境が良く整備され、バーチャルキャンパスシステムが多く設置されている。

【更なる向上が期待される点】

- 電子ジャーナルの活用度が高いが、さらに要望にこたえるための整備が望まれる。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教員の教育活動の情報は研究者情報管理システムと教育改善情報システムに収集し、蓄積している。成績報告やシラバス登録のために別に教務情報ポータルシステムを運用している。これはセキュリティレベルが高く、情報の公開は制限されている。各部局においてデータ・資料の収集・提供に関してそれぞれ工夫されている。

各学部の教育活動は年報に収録されている。JABEE認証を受けている組織では、認証に合致した詳細な記録が収集保存されている。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

各部局とも学生授業アンケートを活用して学生の意見の聴取を行っており、さらに個別面談や意見箱などを活用して取り組んでいる。改善への取組は主に授業改善FD及びカリキュラムや授業編成に関するFDの2種類のFD活動によって行われている。教職員への意見聴取も行っている。

ピアレビューや授業参観を実施している学部もあり、そのデータを基にFDが実施されている。

以上は学部及び研究科ごとに実施され、多くの改善が行われている。特に、学部改組が人文学部と理学部で、研究科改組が人文科学研究科と理工学研究科で行われている。具体的な教育カリキュラムについては、理学部の1コースと工学部の2学科でJABEE認証を3プログラムで獲得したこと、学部で2つのGPを獲得、大学院で2つのGPを獲得したことが挙げられる。教育内容については、学部では積み上げ型の内容へ変更したこと、大学院では研究科内共通科目や大学院共通科目の実施がある。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

大学教育センターをはじめ、5学部4研究科で学外関係者から意見を聴取している。特に卒業生へのアンケートは、すべての学部で実施している。その結果を受けて次のような改善に取り組んでいる。人文学部では、卒業生と就職先企業、オープンキャンパスにおける高校生等からの意見を反映させ、国際化を進めるために英語による授業を開講している。教育学部では、茨城県教育委員会との意見交換などでコミュ

ニケーション力育成や教科専門と教科教育の連携が必要との指摘を受けて、「ことばの力実践演習」や「総合演習」「プロジェクト授業」を改善している。工学部では、企業側や卒業生への調査で、英語能力の改善が求められており、専門教育での英語学習科目を増やしている。農学部では、卒業後3年の卒業生にアンケートを実施しており、その中で、「基礎的な分野の教育を充実してほしい」「1年次の指導体制がない」などへ対処するために新たに学生支援プログラムを立ち上げ、平成21年度に「初年次からの食のリスク管理教育プログラム」が文部科学省の「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」に採択されている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

個々の教員に対し、教育に関する自己点検評価と評価者評価を通して、教員自らが教育改善を行うことを大学は決定している。それを受けて、平成18・19・20年度に個々の教員を対象に全学部及び研究科で教育改善評価を実施している。

個々の教員の改善を基礎としながら、大学全体として以下のような改善が行われている。教養教育では、総合英語のレベル区分の見直しや数学などのe-learning教材の改善が行われている。教育学部と理学部では、ピアレビューや授業参観を行って教授技術の改善に取り組んでいる。工学部では、アンケート結果を基に教科書変更や工学基礎ミニマム試験の改善などが行われている。人文科学研究科では、情報機器の活用やフィールドワークを取り入れた授業の改善などが行われている。教育学研究科では、共通科目の方法や内容に関して授業改善などが行われている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

学則では、「教育内容等の改善のための組織的な研修等」として第4条に「本学は、本学における授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。」とし、また大学院学則では、「教育内容等の改善のための組織的な研修等」として第16条の3に「研究科は、大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。」と定めている。

すべての学部及び研究科及び大学教育センターでFDが実施されている。人文学部では、FDを受けてコース授業のための共通テキストを出版している。教育学部では、教職科目の在り方について、複数の教室で改善のヒントとして捉えている。理学部では、「成績評価平均値」を利用した「成績評価基準」作りの試行、3年次生へのレポート課題の結果を卒業研究への理解に結び付けるなどコースごとの改善の取組が行われている。工学部では、e-learningシステム（理系教育、英語教育）の導入と理系基礎教育システムの改革を実施中である。農学部では、食に関する政策的な課題を整理して情報を共有し、関連科目を担当する教員の授業改善に役立っている。人文科学研究科では、科目群の再構成が行われている。農学研究科では、専攻共通科目について基礎的内容と発展的内容のバランスをとっている。

これらのことから、FDが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

TAの雇用方針を策定しており、その目的に沿ってTAを活用することが勧められている。特に雇用に当たっては当初の研修を実施することが要請されており、効果的な運用が求められている。

工学部及び農学部では、TAに対するオリエンテーションや研修会が行われている。工学部では、事後の報告書の提出も様式を決めて義務付けている。一方、人文学部、教育学部、理学部では、個別の教員に指導が任されており、統一的な取組はないが、教員の責任において実施されている。

技術職員が配置されている工学部では、技術職員が機器の管理から学生の教育までを担当し、特に機器のハンドリングに関しては周辺機器を含めて技術研修会を定期的に催すなど、日々その資質を向上する取組がなされている。この内容や方式は技術部が公開している技術研修会資料にまとめられている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成21年度に「初年次からの食のリスク管理教育プログラム」が文部科学省の「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」に採択されている。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 20 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 46,092,821 千円、流動資産 3,666,053 千円であり、資産合計 49,758,875 千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 5,607,444 千円、流動負債 2,971,770 千円であり、負債合計 8,579,214 千円である。これらの負債は、そのほとんどが国立大学法人会計基準固有の会計処理により負債の部に計上されているものであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成 16 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画等については、平成 16～21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 20 年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 13,828,974 千円、経常収益

13,946,137千円、経常利益117,163千円、当期総利益185,286千円であり、貸借対照表における利益剰余金1,424,674千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、毎年度予算編成における検討課題、予算編成の基本方針に基づき予算編成を行い、経営協議会及び役員会の審議を経て学長が決定し配分している。

教育研究活動に対しては、基礎基盤経費のほか、教育改革・教育の質の向上を支援する経費として教育改善経費、教育施設等の改修を計画的に行う経費として教育環境整備費、全学的に様々な分野での優れた取組を育成する経費として研究推進経費、学長のリーダーシップにより大学の施策を実施する学長裁量経費など、特別な支援策として予算を確保している。

施設・設備に対する予算については、予算編成の基本方針に基づき配分し、学内予算（補正含む）や目的積立金（剰余金）で措置している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している。

また、財務諸表について文部科学大臣の承認を受けた後、官報に公告し、財務諸表等を当該大学のウェブサイトで公表している。

さらに、財務諸表等の概要及び取り組んでいる教育研究活動を説明した「財務レポート」を作成し、ウェブサイト等で公開することにより、保護者、在学生及び教職員等に対して理解度向上に努めている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査及び会計監査人の監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規則に基づき実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、内部監査実施要項に基づき、学長直属の独立性を有する監査室が実施している。

また、会計監査人が監査計画を監事、監査室に説明し、監査時に監事及び監査室が話し合うなど、連携が図られている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

当該大学の管理運営は、国立大学法人法で定められるように、学長と理事で構成される役員会と、それを補佐する副学長・学長補佐会議（学長、理事4人、副学長1人、学長特別補佐4人、事務部部长4人）がその主体となっている。また、決定権のない組織ではあるが、調整機能として副学長・学部長会議（学長、理事4人、副学長1人、学部長5人）を開催している。

事務組織として、理事・副学長の担当業務と緊密に連携させた総務部、財務部、学務部及び学術企画部と5学部に係る事務を処理するため5つの事務部を置いている。また、技術職員の組織として工学部技術部を置いている。また、危機管理に関して「危機管理マニュアル」及び「リスクマネジメントシステム」が作られ、危機管理体制とその連絡体制が設けられている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

当該大学の基本組織は国立大学法人法に沿ったものである。また役員会を補佐する体制も定められている。

意思決定の手順は次のとおりである。学長は大学の戦略的施策を副学長・学長特別補佐会議にかけ、施策の具体的内容や手順について原案の検討を依頼する。副学長・学長特別補佐会議は学長の意向を受け、課題を整理して学長に素案を提案する。学長は素案の成熟度を判断して副学長・学部長会議でさらに学部長の意見を徴する。その後、素案の成案を作成して、内容に応じて経営協議会や教育研究評議会の審議にかけ、最終的な成案を得る。その後、役員会で決定する。

決定された施策は全学委員会や学長直属の組織で実施されている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生のニーズの把握と反映については、部局ごとに行うアンケート調査等によって、教育に係る学外関係者からのニーズの把握と反映については、同じくアンケート調査等によって行われている。教員のニーズの把握は、教育研究評議会や教授会、各種委員会などで行われているが、それ以外に教育研究組織としてのニーズの把握が、毎年度の年度計画策定時や年度計画進行状況調査のための中間における部局ごとの意見交換会で行われている。

経営協議会の学外委員からは、「授業料未納者への対応と納入率の向上」「大学運営に関わる重要事項について、毎回テーマを決めて討議事項として協議する機会を設ける」「メリハリある予算配分として研究経費の増額と学生支援経費を充実する」「大学のスローガンを明示する」との意見が出されており、趣旨に沿って改善している。また、「目的積立金の積極的活用」の意見については、特に学生関係施設の充実を行っている。加えて、学外関係機関との会議等を定期的に開催し、意見・要望等の把握に努めている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事2人は、毎事業年度初めに監査計画書を学長へ提出し、監事監査規則等に基づき、業務について監査を実施している。各部局等への実地監査においては、監査調書等による事前調査を踏まえ、各部局長及び各業務責任者から業務処理状況を聴取する等、機能的な監査を行い、その結果を監査報告書として取りまとめ、学長へ提出している。監査結果は、役員会、経営協議会及び教育研究評議会において報告されるとともに、学長から各部局長に通知している。

監事は、財務諸表等決算書類についても、会計経理の適正を確保する観点から監査を実施し、監事の意見として監査報告書を学長へ提出している。また、監事は、役員会、経営協議会、教育研究評議会、その他重要な会議等に参加し、業務運営の状況等について聴取するほか、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて意見を述べている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

役員、学長特別補佐等は、国立大学協会や国立大学財務・経営センターが主催するマネジメントセミナーをはじめとする各種研修会等に参加している。

幹部事務職員については、国立大学協会や国立大学財務・経営センターが実施する各種の大学マネジメントセミナー、国立大学法人等部長級・課長級研修、大学職員マネジメント研修等に計画的に参加させている。また、事務職員については、海外交流協定校への派遣研修、語学研修、会計基準研修、学務事務に関する研修会、放送大学受講研修等を大学独自で実施するとともに、関東甲信越地区の国立大学法人が共同で実施する係長級研修、課長補佐級研修、テーマ別（労務、財務、広報等）研修、及び各種の専門分野ごとに実施される学生指導職員研修、大学図書館職員長期研修等に積極的に参加させている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関する方針は、「目標と計画を効果的に推進する機動的で効率的な大学運営体制を確立する」ことを含め、第1期中期目標・中期計画に定めている。その上で、法人規則をはじめ、大学規則、学部規則などを定め、電子的事務情報システムに掲載して、周知を図っている。これにはすべての教職員がアクセス可能である。各構成員の責務と権限もこの規則の中に掲載されている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

活動状況は六つの系統で収集、蓄積されている。一つ目は学外に広く公開している大学の公式ウェブサイトに掲載されている情報である。特に学生対象のデータと地域社会や受験生への情報が掲載されている。二つ目は電子的事務情報システムに掲載されている情報である。これは教職員用で学内限定である。三つ目は教務情報システムで、学生、教員及び教務系職員にアクセス権限を限定するなど、特にセキュリティを高めた上でそれぞれが活用できるようにしている。四つ目は評価に関する情報で、点検評価ポータルサイトに掲載されている。これも学内限定で、教職員がアクセスして情報を蓄積したり、参照することができる。五つ目は研究者情報管理システムで、教員個人のデータであるが、学外公開データもあり、管理運営に関する活動状況も掲載されている。六つ目は大学評価・学位授与機構の大学情報データベースに登録しているデータで学内向けに公開している。

これらのことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

当該大学の点検評価実施体制は、学長を頭に総合計画委員会を設け、中期計画専門委員会と教員評価委員会の連携の下に評価室がある。

第1期中期目標・中期計画については自己評価を行っており、平成16年度からのデータを大学のウェブサイトに掲載して公開している。

法人組織（役員会、経営協議会、教育研究評議会など）の自己点検・評価も平成18～19年度にかけて実施し、その結果をウェブサイトなどに公表している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

国立大学法人として、平成16年度より毎年、第1期中期目標・中期計画について国立大学法人評価委

員会の評価を受けている。平成 20 年度には第 1 期中期目標期間評価を国立大学法人評価委員会から受けている。

各部署においても、平成 16 年度以降、留学生センター及び工学部附属超塑性工学研究センターでは、4 人の外部委員により、農学部では、5 人の外部委員により評価をそれぞれ受けている。また、理学部の 1 コースと工学部の 2 学科で J A B E E の受審時に審査委員による評価を受けている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

各年度の年度計画に対する国立大学法人評価委員会による指摘事項は、次年度で改善すべく取り組み、改善されている。平成 18 年度に実施した、法人組織の経営協議会と教育研究評議会の自己点検評価結果は、それぞれの組織と役員会にフィードバックされ、その結果、大学憲章の策定、入学センターの設置、教員評価の導入、授業評価の全学部での実施、「安全マニュアル」の策定などの改善が行われている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

当該大学ウェブサイト活動成果を記載し発信している。この中には、「大学の概要」が掲載されており、大学の重要な情報を網羅している。また、教員個人の活動については、研究者情報管理システムが一部公開されている。

冊子体での情報発信として、『大学学報』（年 6 号）、学生向け大学広報誌『C-Mail』（年 2 号）、大学広報誌『大きな百合の木の下で』（年 2 号）、教養教育の学生・教職員向け広報誌『ローザ・ブルムラ』（年 1～2 号）、社会連携事業会の『茨苑』（年 3 号）、同窓会の『茨城大学同窓会連合会会報』（年 1 号）があり、大学の教育研究活動が広く社会に発信されている。広報誌の一部は電子化され広く社会に広報されている。

各学部及び研究科、さらに各センター等はその活動について年報を作成し、公表している。

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 茨城大学

(2) 所在地 茨城県水戸市

(3) 学部等の構成

学部：人文学部，教育学部，理学部，工学部，農学部
研究科：人文科学研究科，教育学研究科，理工学研究科，農学研究科

専攻科：特別支援教育特別専攻科

附置研究所：該当なし

関連施設：図書館，IT基盤センター，大学教育センター，入学センター，留学生センター，学生就職支援センター，保健管理センター，附属幼稚園，附属小学校，附属中学校，附属特別支援学校，このほか学内共同教育研究施設（9施設），学内共同利用施設（1施設）など

(4) 学生数及び教員数（平成21年5月1日現在）

学生数：学部7,296人，大学院1,009人，特別専攻科27人

専任教員数：517人 助手数：6人

2 特徴

茨城大学は、1949年（昭和24年）に茨城師範学校、茨城青年師範学校、多賀工業専門学校及び霞ヶ浦農科大学（後の茨城県立農科大学）を引き継いで設置され、発展してきた。創設以来、地域の特性を生かして人材を育成し、地域の産業、教育、行政へ大きな貢献をしてきた。本学における教育及び研究の特徴は、地域性を顕著に表している。

県庁所在地の水戸市に人文学部、教育学部、理学部、及び教養教育を行う大学教育センターが置かれている。県の中心に所在する特性をこれら3学部はいかんとなく発揮している。人文学部は茨城県や各市町村自治体と極めて密な連携のもと、教育と研究に取り組んで大きな成果を上げている。また、金融・サービス業が集積している地域性も効果的に活用している。教育学部は県教育委員会や各市町村教育委員会と綿密な連携のもと、教員の養成や教育方法の改善、教員の再教育などを行っており、県内の幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校に対して日常的に貢献している。人文学部や理学部もこの教員養成に加わっている。理学部は筑波研究学園都市の研究機関や東海村の原子力関連研究施設と連携を持ちながら高い研究レベルを維持しており、研究に立脚した教育が

行われてきた。

工学部は茨城県内で最も工業の盛んな日立市に所在し、地元企業と連携した研究や技術開発を通じて、技術者養成に取り組んでいる。最近は特に、日本原子力研究開発機構と連携した研究及び技術者養成が活発で、茨城県の支援を受けて大強度陽子加速器を活用する応用研究に取り組んでいる。茨城県の期待は極めて大きい。

農学部は県南の阿見町に所在する。茨城県は日本有数の農業県であり、県中央部から南西部は最も農業が盛んで、この立地条件を生かし、地域の農業団体と密接に連携しながら、農業技術者を育成している。最近では耕作放棄地や農業に起因する環境問題、霞ヶ浦流域の環境保全などをテーマとして活発な研究と教育が行われている。特に持続可能な農業を目指す教育と研究はインドネシアなどとの国際協力を構築しながら特徴ある取組みとなっている。

大学教育センターは教養部改組に伴って設立され、名称を変えながらも継続して教養教育に取り組んできた。基本方針は4年一貫カリキュラムの中で教養教育を重視して実施することである。特に、高校での学修状態の異なる学生に対し、最も基本となる英語と数学の学力を、大学としてふさわしいレベルにすることに大きな努力を払ってきた。現在は特別の習熟度別教育体制を構築し、高い効果を上げている。

全ての学部等が加わって大学を上げて取り組んでいるのがサステナビリティ学の構築である。地球変動適応科学研究機関を設置し、新規に研究員やスタッフをそろえて、教育と研究に取り組んでいる。その研究成果は国際的にも極めて高く評価されており、それらの成果が教育に存分に活かされている。

茨城大学では、平成17年度より全ての学部と講座を改め、学部学野制に移行した。学部は学生の所属する教育組織である。全ての教員は既存の学部に対応する学野のいずれかに所属する。学野の教員の中に学部を担当する専任教員を置く。学野内には研究分野毎に領域を置き、講座制は廃止した。この制度によって、教育組織や研究組織を柔軟に構築することが可能となった。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1. 茨城大学の目的

茨城大学は、前記の特徴を生かした教育研究活動を推進するため、平成15年度に第1次の「大学の理念・目的・目指す大学像」を策定して平成20年度まで運営されてきた。平成21年5月に創立60周年を迎えるにあたり、改めて大学憲章を制定した。

第1次の「大学の理念・目的・目指す大学像」は次のとおりである。

(1) 理念

茨城大学は首都圏北部における学術文化の中核的な拠点として、教育と研究における専門性と総合性の調和を図りつつ、世界的視野と先見的視点に立脚し、人材育成と学術研究を通じて社会の持続的な発展に貢献する。

(2) 目的

学生の生涯設計に資する学習の場として、学術文化の総合力を発揮して多様な学習環境を提供するとともに、情報化や国際化の進展に柔軟に対応しうる、幅広い教養教育と高度の専門教育を展開する。知的資産の増大に貢献する学術研究活動を継続的に推進して、それぞれの分野における高度の専門的な職業人や研究者を育成するとともに、学術研究の成果を世界に向けて積極的に発信する。首都圏北部の歴史、文化、産業などの特性を踏まえつつ、国際社会を視野に入れた多様な学術文化活動により、生涯学習や産業振興など様々な形で地域社会に貢献する。

(3) 目指す大学像

高度の専門的な職業人を養成する、地域性と総合性を持つ大学。

新しく制定した大学憲章では大学の目的を次の様に示している。

①基本理念

茨城大学は、真理を探究し、豊かな人間性、高い倫理性と社会性をもった人間の育成と「知」の創造、蓄積、体系化および継承に努めます。多様な教育と高度な研究を展開し、世界の平和、人類の福祉ならびに自然との共生に貢献します。社会の変革に対応できるよう自己変革します。

②教育

1. 未来を拓く学生が、自由に、自発的に行動できる学びの場として、また市民が継続して学習する場として、さまざまな学習の機会を保障します。
2. 人類の文化と社会や自然についての理解を深め、高い倫理観をもち、持続可能な社会と環境保全の担い手となる市民を育成します。
3. 豊かな人間性と幅広い教養をもち、多様な文化と価値観を尊重する国際感覚を身に付けた人間を育成します。
4. 学部教育では、大学のもつ総合力を生かして一貫した教養教育と専門教育を行います。専門知識と技能を修得し、自らの理想に基づいた将来設計ができる力と、課題を探索し問題を解決する力を兼ね備えた人材を育成します。
5. 大学院教育では、幅広く豊かな学識と高度な専門知識と技能を身に付け、学術研究と科学技術の進歩に対応できる豊かな創造力をもった高度専門職業人と研究者を育成します。

③研究

1. 研究が自由な発想と主体的な判断に基づいて自律的に遂行されることを保障し、研究環境の整備を行い、卓越した「知」の創造に努めます。
2. 大学における研究が社会からの信頼と負託を受けていることを自覚し、高い倫理性をもって真摯に研究を行います。
3. 真理の探究に関わる基礎研究を充実するとともに、新しい学術分野や産業創出に繋がる組織的研究の育成に努めます。
4. 茨城大学が立地する地域の自然的資源および社会的資源を生かした独創的な研究を組織化し、世界的な研究拠点の形成に努めます。
5. 創造的研究の継承と発展のために、未来を担う若手教員と大学院生の研究を積極的に支援します。

④地域連携と国際交流

1. 市民や社会から信頼される大学であるために、大学の情報を広く発信し、大学への期待や要請の把握に努めます。
2. 市民、自治体、教育界、高等教育研究機関、経済産業界等と連携した教育と研究を推進します。
3. 教育研究の成果を積極的に社会に還元し、地域の教育と文化の向上、環境保全、産業振興、社会の発展に寄与します。
4. 教育と研究の成果を広く国際社会に向けて発信するとともに、学生や教職員の国際的な交流と共同研究を行い、国際水準の教育と学術研究の推進及びその成果の共有に努めます。
5. アジア地域を中心とした国際社会から信頼される学術と文化の交流拠点となることを目指します。

⑤運営

1. 教職員および学生の協働と自治の下で大学の運営を行います。
2. 基本的人権を守り、男女が等しく大学の運営に参画できる条件を整備します。
3. 計画的な組織整備と教職員の研修を行い、社会の変化に柔軟に対応できる運営体制を整えます。
4. 安全と健康に配慮したキャンパスづくりと環境緑化に努めます。
5. 教育、研究、地域連携、国際交流、財務および経営について自己点検評価し、結果を公表するとともに大学改革に適切に反映させます。

この大学憲章に則り、茨城大学は教育に重点をおいた大学であるとともに、高度職業人養成と研究を重視して社会へ貢献する大学となることを目的としている。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

「大学の理念・目的・目指す大学像」、茨城大学学則、茨城大学大学院学則、「教育への取り組み」、「教養教育の概要」において、茨城大学の特性や特徴を明確にしながら、教育の基本理念及び目標を学校教育法の主旨にそって明文化している。これらを踏まえて各学部・研究科はそれぞれの特徴を明確にして、教育目的と求める成果を明文化している。研究推進方針を制定している。

以上のほとんど全てのもが web サイトや冊子体で社会に公表されている。学生には入学時の説明会や「学生便覧」などで周知している。新任教職員へも研修会において周知している。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学は 5 学部からなり、学科（課程）は学部教育目的の実現に沿った構成となっている。大学院は 4 研究科からなり、研究科の一つは博士課程である。各研究科はその目的に対応した専攻で構成されている。

全学教務委員会が全学的見地から学士課程教育について方針や改革施策を審議している。本学の教養教育は大学教育センターが責任をもって実施する。数人の専任教員を配置するとともに、機能的な組織構成をとっている。大学教育センターは本学の教育改革のリーダー的存在である。例えば、シラバス様式の確立、授業の点検評価方法の確立、推奨授業の選定、FDの組織化、授業のIT化などで先進的な役割を果たしている。特に英語教育や数学及び物理学の授業では高い成果を上げる習熟度別の特別な教育課程を編成している。

本学は学部学野制を導入し、学野から必要教員を学部担当として選出するなど、教育のための教員の流動性が得られる体制とした。学部は、学部学野制に基づいて学部に学部教育会議を、学野に教授会を置く体制とし、教授会は学生と教育に関する事項の審議を学部教育会議に委任している。さらに、教務委員会等が組織され、教育に関する実務を担当している。教員人事については、学部教育会議が教育の観点から教授会に人事を発議できる。

大学院については、全学委員会である大学院委員会の下、研究科はその特性に応じて教務委員会等を設置している。修士課程教育では平成 21 年度から大学院共通科目を実施することになっており、そのために平成 20 年度に新たに大学院教育部を設置して対応することとした。

基準 3 教員及び教育支援者

学部学野制により、教員組織である学野に教授会をおき、学部専任教員と兼任教員により学部教育会議を構成する。学野には研究分野によって領域を置く。この機能分担のもと、各学野教授会は教員選考規程に基づいて人事を行い、適切な教員組織を編成している。教員採用にあたっては、教育的観点から学部教育会議が教授会へ人事の発議を行う。採用は原則公募制である。教育業績を重視する採用方式をとっている。特定の教育研究プログラムについて任期制を導入している。

学士課程の担当教員の構成は、教員一人当たりの学生数から判断されるように、教育課程の遂行に必要な教員数を確保している。主要科目担当の教員数も適切である。学科・課程ごとの教員数は教授の数も含めて、設置基準を満たしている。

大学院課程において、人文科学研究科、農学研究科、理工学研究科は設置基準を満たしており、研究指導教員と研究指導補助教員の配置も適切である。教育学研究科・教科教育専攻では設置基準を満たしていないが、現在特任教員制度を制定して補充する計画を進行させている。

基準 4 学生の受入

アドミッション・ポリシーは全ての学部・研究科において、それぞれの教育目的に沿って定められ、web サイトや各種の冊子体で公表され、入学案内や大学案内などの機会に活用して周知されている。本学では、アドミッション・ポリシーに沿って選抜方法や配点を定め、合否判定を行っている。選抜方法は学部・研究科のそれぞれの教育目的に沿って募集単位毎に個別に定められている。適切な受入方法として特徴的な方法も取り入れており、選抜方法は全体として多様で、受入方法として適切な機能を果たしている。

本学の入学選抜は、学士課程も大学院課程も同じような形態で行っている。入学戦略会議を頂点とし、その下に入学センターを設置して入試業務の集中化、一括管理を行った。学部・研究科は入学センターの指導の下、出題、採点、問題チェック、入試の各委員会を設置し、公正で適正な入試実施体制を構築して実施している。

学士課程の入学人数は、入学センターの指導の下、経年的な適正化の取組みによって 110%以下の適正な入学人数を確保している。大学院修士課程は年度毎の変動が大きいが、人文科学研究科と教育学研究科、理工学研究科は適正数を確保している。農学研究科のみ 30%を越える入学人数である。農学研究科では、活発な学術活動や国際交流によって志願者が多くなっており、募集の母数が小さいこともあって、充足率で高くなる傾向がある。理工学研究科博士後期課程は次第に充足率が下がっており、適正な充足率の維持が課題である。

基準 5 教育内容及び方法

学則に教育課程が教養教育と専門教育から構成されることを規定し、学部の教育目的に応じて教養教育を重視して学部毎に教養教育と専門教育のバランスを定めている。教養教育は科目群の性格内容を明確にして体系的に編成されている。年次配置も科目の教育目的に応じて体系的に配置されている。専門教育は、学部の教育目的に沿って適切な科目が設定され、それらをカリキュラムツリーにしたがって体系的に配置している。

自由履修や単位互換、キャリア教育、資格取得、協定校への留学などを設定して、学生の多様なニーズに対応している。研究成果の反映等については、教養教育への反映をはじめ、各学部で授業内容に反映させている。

単位の計算方法を学則に定め、学生と教員に配布して周知している。統一シラバスを採用し、15回の授業回数確保に努めている。各授業では、教員に対し授業時間外の学習の確保を要請しており、自習課題やレポートを課すようになってきている。一部の科目では自習が義務づけられており、eラーニング教材を用いて実施されている。また、TAによる授業時間外のサポートなども行われている。

各学部の教育目的に照らして、講義・演習・実験・実習のバランスをとっている。その中でも特色ある授業形態のものを多数開講している。学習指導法の工夫も行われている。

教養教育・専門教育、修士課程教育に全学統一シラバスを採用しており、1年生には冊子体で、2年生以上にはweb版で配布している。授業の最初にシラバスを説明することが求められている。

授業時間外学習の奨励や自主学習室の整備などを行い、eラーニングシステムを活用するなどして、自主学習の指導を行っている。教養教育及び専門教育の多くの科目に習熟度別クラス編成や習熟度別学習コースを設定して、基礎学力の付与と向上に取り組んでいる。

学則や各学部及び教養教育の履修要項に成績評価基準を明記し、冊子体で周知している。この基準にしたがってシラバスに成績評価方法を具体的に明記し、学部教育会議で単位認定を行っている。卒業認定基準も各学部の履修要項に明記され、学部教育会議で審議して判定されている。

成績評価結果に対する学生からの異議申し立ての機会が保証されている。同一授業名で担当教員が異なる授業では、授業方法と評価方法の統一が行われている。

養成する人材像に合わせて教育目的と授与する学位が定められている。各研究科はその目的に応じて体系的な教育課程を編成している。

授業担当者は自身の研究成果を基に、学術の動向を教育内容に反映させている。各研究科では学生のニーズ

や社会の要請に機敏に反応し、多様な授業を展開している。大学全体としても地球環境保全などの社会の喫緊の要請に応えた教育内容を展開している。

各研究科の教育目的に対応して、授業形態のバランスが取られている。学習指導法も各研究科の教育目的に対応して工夫している。

研究指導に関する規定は大学院学則と各研究科の規則等で定めている。各研究科は研究開始時から研究指導計画書等を作成するなどして、計画的指導に取り組んでいる。

大学院学則に成績評価基準と修了要件を規定し、これに基づいて各研究科の規則等に成績評価基準と修了認定基準を明記した。大学院学則や履修規則等を冊子体に印刷して学生と教員に配布し、周知している。

学位に関する規則を大学院規則、学位規則に規定している。学位論文に係る評価基準は各研究科の研究科規則等に記載され、履修案内の際に周知している。審査体制も研究科規則等に記載され、同時に説明されている。博士学位に関しても、適切な評価基準と審査体制を築いている。

基準 6 教育の成果

大学の方針として、卒業生や企業等へのアンケート及び聞き取り調査に取り組むこととしている。この指示により、全ての学部・研究科で卒業生や企業等へのアンケート及び聞き取り調査が実施され、検証・評価のための資料が得られている。

学位取得率、教員免許取得、留年率、休学率、退学率、受賞、その他資格取得状況は、学生が確実に学力と能力を付けていることを示すデータとなっている。卒業論文や学位論文を学会等で発表している学生も多数になる。

教養教育、学部専門教育、修士課程教育のそれぞれで学生による授業アンケートを実施し、それを解析して、教育の効果を確認している。

学部及び大学院の就職状況は高い率で推移しており、その就職先はそれぞれの組織の教育目的や育成すべき人材像を強く反映したものとなっている。

全ての学部・研究科で卒業生及び就職先へのアンケート調査が行われた。アンケート中で教育の成果を問い、それぞれ高く評価された。特に、就職先と関連する専門性の高い教育に対して、課題の指摘もあったが、高い評価を得た。

基準 7 学生支援等

教養教育と専門教育のガイダンスは新入生と2年次以上学生を分けて、日程を組んで実施している。留学生ガイダンスや編入学生ガイダンスも行われている。専攻選択のガイダンスも学科や選修（又はコース）単位で時間をかけて行われている。

大学として「茨城大学なんでも相談室」を設置している。全ての学部で1年生向け履修相談室、クラス担任制度、オフィスアワーを設定している。意見箱などを設置している学部もある。学生アンケートをとっている学部もある。以上の措置によって、学生からの学習相談や支援に対応している。

留学生の学習支援は留学生センターが窓口となっており、専任教員が対応している。チューターも配置している。障害者や社会人学生は数が少なく、対応教員を決めて学習支援にあたっている。

大学及び各学部は図書館やIT基盤センター、さらに各学部の施設内に多数の学生学習室および情報端末室を整備し、活用している。

サークル活動は全体で196団体あり、施設及び経費面で支援している。学生が行う地域貢献型プロジェクトを公募し、経費支援を行っている。学生の諸活動をテレビに出演させる支援をしている。学生が自主的に作成する学生向け広報誌の作成を支援している。多様な学生の活動の中から優れた成果を挙げた者を学長が表彰し

ている。

全学的に学生の生活に関するアンケートが実施されており、さらにいくつかの学部・研究科で独自の調査を行って、学生のニーズの把握に努めている。大学の相談体制は相談内容の区分に対応して相談室が設置され、3つのキャンパスにそれぞれ配置されて、相談業務を行っている。ハラスメント対策が実施されている。

留学生に対しては、留学生センターが中心になって相談体制を充実させ、生活に関する支援を行っている。アルバイトや住居の斡旋、国際交流会館への入居や学生寮への入居などの支援も行っている。障害者への支援は入学時に担当教員を決めて対応して、支援している。

入学料や授業料免除を毎年一定率で行っている。独自の奨学金も含め、多数の学生（留学生も含む）に奨学金を支給している。経済的急変に対応する奨学金も給付している。一般学生寮に多数の居室を用意し、日本人学生と留学生を入寮させている。

基準 8 施設・設備

本学の校地・校舎の面積は、設置基準上の必要面積を上回り、収容定員上も十分な規模となっている。また、本学の教育研究を支障なく遂行するための十分な施設と設備を有する。学生の活動のための施設や障害者のためのバリアフリー化も積極的に整備している。施設整備計画は施設計画運営専門委員会が、設備整備計画は研究プロジェクト推進委員会が戦略的に行っている。

I T 基盤センターを中心に、I C T 環境が効果的に整備され、全ての学生が活用している。学生の活用は履修登録や成績確認、授業情報の獲得、さらに e ラーニングシステムでの学習、バーチャルキャンパスシステムでの受講と多岐にわたる。

「われらの学園」に各種利用規則を掲載し、学生に示している。各センターの利用規則も web サイトに掲載され、周知されている。

本学では年間 1 万冊以上の図書を受け入れ、本館・分館合わせて 97 万冊の図書、1 万 4 千の学術雑誌を有する。閲覧座席数は充足している。適切な選書体制がとられ、教育用、研究用のバランスをとった購入を行っている。蔵書と電子ジャーナルの活用は活発で、特に本館では全国的にみても高いレベルにある。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

3つの全学的データ集積システムによって、教育に関するデータは収集蓄積されている。学部においては、年報を発行し、データを集積している。JABEE 認証に関係する組織ではより綿密なデータの収集と蓄積が行われている。

全ての学部で毎年学生による授業アンケート等を実施し、その機会に意見の聴取をおこなっている。また、個別面談や意見箱などによっても意見の聴取が行われている。教職員に対しては授業アンケートのフィードバックや F D の機会に意見の聴取を行っている。改善の具体的取組みの成果も上がっている。

全ての学部、研究科で学外関係者からの意見の聴取を行っている。その結果に基づいて、英語で授業する講義の増設などの改善に取り組んでいる学部がある。

全ての教員を対象に、3回の教育改善評価が実施された。これらの評価結果に基づいて、総合英語や数学などの授業内容や教材の改善、教授技術の改善などが行われた。

学則及び大学院学則に則り、大学教育センター及び全ての学部・研究科で毎年 F D が実施されている。F D の結果はそれぞれ改善に活かされている。

工学部と農学部では T A に対する統一的な研修を実施している。一方、人文学部と教育学部と理学部では統一的な研修は実施していない。工学部では技術職員に対する研修を定期的に行っている。

基準 10 財務

本学の資産については、平成 19 年度末において 51,261,768 千円である。法人移行時に国から国立大学当時に保有していたもの全ての出資を受け、過去 4 年間に於いても順調な伸びを示している。また、負債についても、返済の必要のないものであり、債務超過していない。流動比率についても平成 19 年度末において 114.8% であり流動資産が流動負債を上回る健全な状態である。

経常的収入については、本学の主要財源である運営費交付金収入については、効率化係数により減少が確実となっており、この減額分を補うさらなる外部資金の獲得などの財源確保及び人件費削減などの支出削減が重要課題である。授業料収入・入学金収入については、過去 4 年間安定した収入が確保されている。検定料収入については、1 年ごとに増減を繰返す隔年現象が起こっているが、毎年安定した収入が確保されている。受託研究等収入については、資金獲得の拡大に努めた結果、順調に増加している。また、施設費による収入については、耐震改修事業など施設充実のため所要の予算措置がされている。

収支に係る計画については、中期計画及び年度計画において定めている。中期計画においては、平成 16 年度から平成 21 年度までの 6 年間の予算、収支計画、資金計画を定め、年度計画においては当該年度における予算、収支計画、資金計画を定めている。また、中期計画期間中の財政運営計画を定めている。

予算執行については、年度計画及び予算編成の基本方針に基づき配分された予算の範囲内で執行している。本学の収入支出状況は、過去 4 年間に於いて支出超過とはなっていない。

教育研究活動に対しては、基礎基盤経費の他、教育改革・教育の質の向上を支援する経費として「教育改善経費」、教育施設等の改修を計画的に行う経費として「教育環境整備費」、全学的に様々な分野での優れた取り組みを育成する経費として「研究推進経費」、学長のリーダーシップにより大学の施策を実施する「学長裁量経費」など、特別な支援策として予算を確保している。

財務諸表等の公表については、官報及び web サイト等により、保護者、在学生及び教職員等に対して適切に情報開示を行うことで、本学の財政状態及び運営状況を明らかにし、説明責任を果たしていると判断する。また、財務諸表等の概要及び本学の取組んでいる教育研究活動を説明した「財務レポート」を平成 17 年度決算から作成し、ホームページ等にて公開することにより、保護者、在学生及び教職員等に対して理解度向上に努めている。

本学の財務監査は国立大学法人法に則り適正に会計監査が行われており、会計に関する諸表は適正であるとの報告を毎年受けている。

基準 11 管理運営

国立大学法人法に則って役員会が構成され、その補佐のために副学長・学長補佐会議、さらに学内での調整のために副学長・学部長会議を設置して、円滑な管理運営を行っている。事務組織も過不足なく編制され、危機管理体制も整備されている。

国立大学法人法に則り、法人運営の基本組織を構成し、その下に全学委員会を配置して、学長のリーダーシップが発揮できるようにしている。

学生のニーズ、学外者のニーズ、教員のニーズが系統的に収集され、運営へ反映されている。教育研究組織としてのニーズも定期的に把握されており、年度計画に反映されている。経営協議会の学外委員からの意見についても運営に反映されている。

監事は、事前調査を踏まえ監査を実施する等、効率的、効果的な監査の実施に努めている。監査結果に基づき指摘された事項については、学長へ報告された後、速やかに各部局等の検討に付され、具体的な業務の改善を図っている。

管理運営に関する中期目標と中期計画が定められており、その上で各規則が整備されている。これらの規則

は事務情報システムのガレージに掲載され、全ての教職員がアクセスできる。

本学の活動状況は6つの系統で収集、蓄積されており、情報のセキュリティに応じて一般公開からアクセス制限情報までに整理され、活用されている。

評価実施体制が確立している。国立大学法人茨城大学の第1期中期目標・中期計画について、毎年、自己評価を行っている。法人組織（役員会、経営協議会、教育研究評議会など）の自己点検評価も平成18年度から平成19年度にかけて実施した。これらの結果は大学のwebサイトに掲載されており、周知している。

国立大学法人として、平成16年度より毎年、第1期中期目標・中期計画について国立大学法人評価委員会の評価を受けている。平成20年度には第1期中期目標期間評価を大学評価・学位授与機構と国立大学法人評価委員会から受けた。学部等も個別の外部評価を受けている。

国立大学法人評価委員会による毎年度の年度計画に対する評価結果については、指摘事項全てに対応して、改善を図った。経営協議会や教育研究評議会の自己点検評価に基づく指摘事項については、改善が図られたが、課題も残っている。

茨城大学webサイトには教育研究活動の情報が掲載され、公表されている。特に「大学概要」は毎年更新されて、大学の基本情報を網羅している。教員個人の情報は研究者情報管理システムによって公開されている。冊子体での公表は6種類になり、それぞれの目的に応じた情報が広く発信されている。

iv 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201003/daigaku/no6_1_1_jiko_ibaraki_d201003.pdf

v 自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	1	茨城大学概要（平成20年度版）
	2	茨城大学学則
	3	茨城大学大学院学則
	参考	茨城大学憲章（平成21年5月30日制定）
	別冊	われらの学園
基準4	4	茨城大学志願者用パンフレット（平成21年度版）
基準10	5	財務レポート（平成19年度）
	6	財務諸表（平成19年度）
	7	財務運営計画（平成21年度）
	8	予算編成方針（平成21年度）
基準11	9	茨城大学リスクマネジメントシステム（平成20年10月29日改訂）